



三重県公報

令和元年6月25日 (火)

第 15 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
9	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則	(地 域 福 祉 課)	3
10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(廃棄物・リサイクル課)	27
告 示			
126	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定の取消し	(消 防 ・ 保 安 課)	28
127	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(地 域 福 祉 課)	28
128	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	28
129	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	28
130	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	29
131	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	(同)	29
132	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	29
133	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	29
134	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(同)	30
135	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	30
136	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	30
137	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	30
138	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	(同)	31
139	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	31
140	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	31
141	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	32
142	同伴	(同)	32
内 水 面 告 示			
1	漁業法の規定に基づくコイの持出し、放流等についての指示	(内水面漁場管理委員会)	32
公 安 委 告 示			
66	警備員等検定の実施	(公 安 委 員 会)	33
公 告			

三重県公営企業の業務状況の公表	(財 政 課) 36
三重県病院事業の業務状況の公表	(同) 49
土地改良施設管理規程の認可	(農 地 調 整 課) 54
特 定 調 達 公 告	
一般競争入札を行う旨	(農産物安全・流通 54 課)
同件	(警 察 本 部) 57
随意契約の相手方を決定した旨	(薬務感染症対策 60 課)

規 則

三重県ユニバーサルデザインのもちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
 令和元年六月二十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第九号

三重県ユニバーサルデザインのもちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県ユニバーサルデザインのもちづくり推進条例施行規則（平成十一年三重県規則第百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第6条関係） 第1 建築物に関する整備基準		別表第2（第6条関係） 第1 建築物に関する整備基準	
部 分	整 備 基 準	部 分	整 備 基 準
1～5（略）	（略）	1～5（略）	（略）
6 敷地内の 通路	(1)～(3)（略） (4) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地に接する道又は空地（建築基準法第43条第2項第1号で認められた道又は同項第2号の許可を受けた敷地に接する空地に限る。以下「道等」という。）に至る敷地内の通路及び直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から駐車場の車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。 イ～ホ（略） (5)・(6)（略）	6 敷地内の 通路	(1)～(3)（略） (4) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地に接する道又は空地（建築基準法第43条第1項ただし書の許可を受けた敷地に接する空地に限る。以下「道等」という。）に至る敷地内の通路及び直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から駐車場の車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。 イ～ホ（略） (5)・(6)（略）
7～9（略）	（略）	7～9（略）	（略）
10 客室	50室以上の客室を有する宿泊施設には、次に定める構造の客室を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けること。 イ～ホ（略）	10 客室	50室以上の客室を有する宿泊施設には、次に定める構造の客室を1以上設けること。 イ～ホ（略）

11~16 (略)	(略)
第2 公共交通機関の施設に関する整備基準	
部 分	整 備 基 準
1 障害者、 高齢者等の 円滑な通行 に適する経 路（以下 「移動円滑 化経路」と いう。）	(1)~(3) (略) (4) 移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とすること。 イ~ハ (略) (5) 移動円滑化経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。 イ~ハ (略) ニ 照明設備が設けられていること。 (6)~(8) (略)
2~5 (略)	(略)
6 視覚障害 者誘導用ブ ロック等	(1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（ <u>日本産業規格T9251に適合するものに</u> 限る。）をいう。）及び点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（ <u>日本産業規格T9251に適合するものに</u> 限る。）をいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する装置を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。 (2)・(3) (略) (4) 旅客船ターミナルにおいて、乗降用設備その他波浪による影響により

11~16 (略)	(略)
第2 公共交通機関の施設に関する整備基準	
部 分	整 備 基 準
1 障害者、 高齢者等の 円滑な通行 に適する経 路（以下 「移動円滑 化経路」と いう。）	(1)~(3) (略) (4) 移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とすること。 イ~ハ (略) ニ 照明設備が設けられていること。 (5) 移動円滑化経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。 イ~ハ (略) (6)~(8) (略)
2~5 (略)	(略)
6 視覚障害 者誘導用ブ ロック等	(1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する装置を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。 (2)・(3) (略) (4) 旅客船ターミナルにおいて、乗降用設備その他波浪による影響により

	旅客が転倒するおそれがある場所には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。		旅客が転倒するおそれがある場所には、(1)から(3)の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
7 案内設備	(1)・(2) (略) (3) (2)に定める標識は、 <u>日本産業規格 Z 8210</u> に適合するものでなければならない。 (4)・(5) (略)	7 案内設備	(1)・(2) (略) (3) (2)に定める標識は、 <u>日本工業規格 Z 8210</u> に適合するものでなければならない。 (4)・(5) (略)
8～12 (略)	(略)	8～12 (略)	(略)
13 乗降場	(1) 鉄道駅のプラットホームは、次に定める構造とすること。 イ～ホ (略) へ ホームドア、可動式ホームさく、 <u>内方線付き点状ブロック</u> （ <u>日本産業規格 T 9251</u> に適合するものに限る。）その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること（発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあつては、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがない限り、ホームドア又は可動式ホームさくを設けること。）。 ト～ヌ (略) (2)・(3) (略)	13 乗降場	(1) 鉄道駅のプラットホームは、次に定める構造とすること。 イ～ホ (略) へ ホームドア、可動式ホームさく、 <u>点状ブロック</u> その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること（発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあつては、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがない限り、ホームドア又は可動式ホームさくを設けること。）。 ト～ヌ (略) (2)・(3) (略)
第 3～第 6 (略)		第 3～第 6 (略)	

第1号様式(その1)及び第11号様式(その1)を次のとおり定める。

第 2 号様式（その 1）（第 7 条関係）

整備基準適合表（建築物）

公共的施設 （特定施設） の名称		公共的施設 （特定施設） の所在地	
主要用途		構造・階数	造・地上 地下 階、 階
延べ面積	㎡		

整備部分・ 整備項目	整備基準	記載図面の 名称及び番号	整備内容	適合 状況	※ 判定欄
1 出入口					
(1) 建物出入口（直接地上へ通ずる1以上の出入口の構造）	イ 有効幅員 90 cm以上		（有効幅員） cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		（開閉方法）	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		（段差処理）	適否	
(2) 駐車場出入口（駐車場へ通ずる1以上の出入口の構造） ※(1)の建物出入口と駐車場出入口が同じ場合は、記入不要	イ 有効幅員 90 cm以上		（有効幅員） cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		（開閉方法）	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		（段差処理）	適否	
(3) 利用室出入口（利用室の1以上の出入口の構造）	イ 有効幅員 80 cm以上		（有効幅員） cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		（開閉方法）	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		（段差処理）	適否	
(4) 建物出入口（直接地上へ通ずる主な出入口）	イ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置		（講じた措置）		
2 廊下等					
(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料			（仕上げ材）	適否	
(2) 段を設ける場合の段の構造（3に定める構造）	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置		（講じた措置）	適否	
	ロ 主な階段には、回り段の禁止		（講じた措置）	適否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		（仕上げ材）	適否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		（講じた措置）	適否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造		（講じた措置）	適否	
	ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設		（講じた措置）	適否	

(3) 建物出入口から利用室等の各出入口に至る経路、駐車場出入口から利用室等の各出入口に至る経路及び利用室等の各出入口から多機能便房を設けた便所の出入口に至る経路におけるそれぞれ1以上の廊下等の構造	イ 有効幅員 120 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 車いすが転回できる部分を廊下等の末端及び 50m以内ごとに設置	(講じた措置)	適否	
	ハ 戸を設ける場合の当該戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	ニ 高低差がある場合は、(5)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適否	
	ホ 1の出入口並びに4のエレベーター及び特殊構造昇降機の出入口に接する部分を水平にすること。	(講じた措置)	適否	
(4) 建物出入口から情報提供を行う場所までの廊下等（教育施設（特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）	視覚障害者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置等の設置。ただし、建物出入口又は出入口下等（教育施設（特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）が視認できる場所において、常時勤務する者が視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
(5) 傾斜路及びその踊り場の構造（教育施設（特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、イからトまでに定める構造）	イ 有効幅員 120 cm以上（段併設の場合は、90 cm以上）	(有効幅員) cm	適否	
	ロ こう配 1/12（高さ 16 cm以下の場合、1/8）を超えない構造	(こう配)	適否	
	ハ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否	
	ニ 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	ホ 高さ 80 cm程度の手すりの設置（高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下の傾斜路を除く。）	(講じた措置)	適否	
	ヘ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ト 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別がしやすい構造	(講じた措置)	適否	
	チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配 1/20 以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ロ) 高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分	(講じた措置)	適否	

		ワ かが内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置	(講じた措置)	適否	
5 便 所					
(1) 多機能便房 (用途面積 300 m ² 未満の公共施設(公衆便所を除く。)は、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房(以下「コンパクトタイプ」という。)とすることができる。)	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所(多機能便房)を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置		(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適否	
	イ-1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径 150cm 以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120cm 以上の距離があるもの(コンパクトタイプを除く。))の確保 (コンパクトタイプの場合) (イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、便器の前方に 120cm 以上の距離を確保 (ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、便房の奥行きを 120cm 以上とし、便器の前方に 140cm 以上の距離を確保(ただし、便房の奥行きが 150cm 以上の場合は便器の前方の距離は 120cm 以上とすることができる。)	(十分な空間) 内接する円の直径 cm 便器の前方 cm (コンパクトタイプの場合) (イ)の場合 便器の前方 cm (ロ)の場合 便房の奥行き cm 便器の前方 cm	適否		
	イ-2 設備機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備) (イ)腰掛け便座 (ロ)手すり(L字型手すり及び可動式手すり) (ハ)洗浄装置 (ニ)鏡 (ホ)洗面器 (ヘ)操作容易な水栓器具 (ト)非常通報装置 (チ)施錠装置 (リ)ペーパーホルダー	(設置設備)	適否		
	ロ-1 出入口の有効幅員 80 cm 以上(コンパクトタイプを除く) (コンパクトタイプの場合) (イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、出入口の有効幅員 80cm 以上 (ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、出入口の有効幅員 90cm 以上	(有効幅員) cm (コンパクトタイプの場合) (イ)の場合 cm (ロ)の場合 cm	適否		
	ロ-2 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否		
	ハ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否		
	ニ 出入口付近に多機能便房が設置されている旨の表示	(表示方法)	適否		
	ホ 洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造	(高さ) cm (下部空間の寸法)	適否		

(2) 一般便所	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。		(設置数) 男子用 女子用	適否	
(3) 男子用小便器	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置		(設置数) (便器形式)	適否	
(4) 便所内の洗面器の構造	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。		(構造)	適否	
	ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置		(構造)	適否	
(5) 便所内の乳幼児いす等及び乳幼児ベッド等(用途の別があるときは、それぞれ1以上)上の官公庁施設、医療施設、福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。)、商業施設(遊技施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設の便所)	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置		(設置数)	適否	
	イ 乳幼児いす等のある便房を1以上設置		(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	ロ 乳幼児ベッド等を1以上設置。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。		(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	ハ 便房及び便所の出入口付近に乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等が設置されている旨の表示		(表示方法)	適否	
(6) オストメイト対応の設備	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項の規定の適用を受けるときは、次に定めるオストメイトのための洗浄設備のある便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置		(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	イ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。)を設置		(設置設備)	適否	
	ロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示		(表示方法)	適否	
	ハ 設置されることが望ましい設備等 (イ)温水シャワー付き水栓器具 (ロ)手荷物棚 (ハ)衣服を掛けるためのフック (ニ)大きめの汚物入れ (ホ)姿見用鏡 (ヘ)ペーパーホルダー (ト)石けん水入れ (チ)チェンジングボード又は大人用介護ベットなど着替えをするための台		(設置設備等)		

6 敷地内の通路				
(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料			(仕上げ材)	適否
(2) 段を設ける場合の段の構造 (3のイからホまでに定める構造)	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置		(講じた措置)	適否
	ロ 主な階段には、回り段の禁止		(講じた措置)	適否
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適否
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造		(講じた措置)	適否
(3) 通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスタ一等が落ち込まない溝ふたの設置			(講じた措置)	適否
(4)-1 建物出入口から道等に至る1以上の敷地内の通路	イ 有効幅員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適否
	ロ 車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置		(講じた措置)	適否
	ハ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否
ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置		(講じた措置)	適否	
(4)-2 建物出入口から車いす使用者用駐車区画に至る1以上の敷地内の通路	イ 有効幅員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適否
	ロ 車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置		(講じた措置)	適否
	ハ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否
ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置		(講じた措置)	適否	
ホ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置		(講じた措置)		
(5) 建物出入口から道等に至る1以上の敷地内の通路 (共同住宅等、事務所、工場及び	イ 用途面積が 2,000 m ² 以上の公共的施設には、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置等の設置		(講じた措置)	適否
	ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び		(講じた措置)	適否

<p>自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)</p>	<p>段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配1/20以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ロ) 高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分</p>				
<p>(6) 傾斜路及びその踊り場の構造</p>	<p>イ 2の(5)のイからニまで及びへに定める構造 (イ) 有効幅員120cm以上(段併設の場合は、90cm以上) (ロ) こう配1/12(高さ16cm以下の場合は、1/8)を超えない構造 (ハ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置 (ニ) 両側に立ち上げ等の設置 (ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料 ロ 高さ80cm程度の手すりの設置(高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下又はこう配1/20以下の傾斜路を除く。) ハ 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造</p>		<p>(有効幅員) cm 適否 (こう配) 適否 (高さ) cm 適否 (踏幅) cm 適否 (講じた措置) 適否 (仕上げ材) 適否 (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否</p>		
<p>7 駐 車 場</p>					
<p>(1) 車いす使用者用駐車区画の設置</p>	<p>画的二千平方メートル未満の公共区画 台二千平方メートル以上の公共施設又は三十</p> <p>次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を1以上設置 イ 建物出入口に最も近い位置に設置 ロ 区画幅員350cm以上 ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造 ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示 ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示、又は位置へ誘導する立て看板の設置</p>		<p>(設置数) 区画 適否 (講じた措置) 適否 (1区画幅員) cm 適否 (講じた措置) 適否 (設置数) 区画 適否 (講じた措置) 適否 (1区画幅員) cm 適否 (講じた措置) 適否 (標示方法) 適否 (高さ) cm 適否 (標示方法) 適否 (高さ) cm 適否</p>		

		へ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)		
(2) 車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路	イ	表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ロ	段を設ける場合の段の構造			
		(イ) 高さ 80 cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否	
		(ロ) 主な階段には、回り段の禁止	(講じた措置)	適否	
		(ハ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
		(ニ) 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
		(ホ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適否	
	ハ	通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置	(講じた措置)	適否	
	ニ	有効幅員 120 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ホ	車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置	(講じた措置)	適否	
	へ	戸を設ける場合の戸の構造			
		(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
		(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	ト	高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適否	
	チ	傾斜路及びその踊り場の構造			
		(イ) 有効幅員 120 cm以上 (段併設の場合は、90 cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
		(ロ) こう配 1/12 (高さ 16 cm以下の場合 1/8) を超えない構造	(こう配)	適否	
	(ハ) 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否		
	(ニ) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否		
	(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否		
	(ハ) 高さ 80 cm程度の手すりの設置(高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下又はこう配 1/20 以下の傾斜路を除く。)	(講じた措置)	適否		
	(ト) 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	(講じた措置)	適否		
リ	必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)			

8 浴室 用途面積 1,000 m ² 以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場	浴室を設ける場合は、1以上（男女用の別があるときは、それぞれ1以上）の浴室は、次に定める構造		(設置数)	適否	
	イ 脱衣室及び浴室の出入口				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ハ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置		(講じた措置)	適否	
ニ 容易に操作できる水栓器具の設置		(設置数) (型式)	適否		
9 更衣室又はシャワー室 用途面積 1,000 m ² 以上の体育施設	更衣室又はシャワー室を設ける場合は、1以上（男女用の別があるときは、それぞれ1以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造		(設置数)	適否	
	イ 更衣室又はシャワー室の出入口				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ハ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置		(講じた措置)	適否	
ニ 容易に操作できる水栓器具の設置		(設置数) (型式)	適否		
10 客室 50 室以上の客室を有する宿泊施設	次に定める構造の客室を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設置		(設置数) 室	適否	
	イ 客室の出入口				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
ロ 室内の便所の構造					

	<p>(イ) 車いす使用者が利用できる十分な空間（直径 150cm 以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120cm 以上の距離があるもの）の確保並びに設備機器類が適切な位置及び高さに配置（設置設備） ①腰掛け便座 ②手すり（L字型手すり及び可動式手すり） ③洗浄装置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な水栓器具 ⑦非常通報装置 ⑧施錠装置 ⑨ペーパーホルダー</p>	<p>（十分な空間） 内接する円の直径 cm 便器の前方 cm （設置設備）</p>	適否	
	<p>(ロ) 出入口の有効幅員 80 cm 以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の禁止</p>	<p>（有効幅員） cm （段差処理）</p>	適否	
	<p>(ハ) 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造</p>	<p>（開閉方法）</p>	適否	
	<p>ハ 室内の浴室の構造</p>			
	<p>(イ) 非常通報装置の設置</p>	<p>（講じた措置）</p>	適否	
	<p>(ロ) 8 に定める構造</p>			
	<p>① 脱衣室及び浴室の出入口 有効幅員 80 cm 以上 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造 車いす使用者に支障となる段の禁止</p>	<p>（有効幅員） cm （開閉方法） （段差処理）</p>	適否	
	<p>② 表面の仕上げは、滑りにくい材料</p>	<p>（仕上げ材）</p>	適否	
	<p>③ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置</p>	<p>（講じた措置）</p>	適否	
	<p>④ 容易に操作できる水栓器具の設置</p>	<p>（設置数） （型式）</p>	適否	
	<p>ニ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な面積の確保</p>	<p>（室内面積） ㎡</p>	適否	
	<p>ホ 視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置</p>	<p>（設置数） （型式）</p>	適否	
11 授乳場所等	<p>公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を1以上設置 （設置設備） (イ) 乳幼児いす等、乳幼児ベッド等 (ロ) 給湯設備 (ハ) 洗面器又は流し台 (ニ) 大きめの汚物入れ (ホ) 出入口付近に授乳場所等である旨の表示</p>	<p>（設置場所） （設置設備）</p>		
12 観覧席及び客席 娯楽施設、体育施設 及び集会施設	<p>イ 固定式の観覧席等を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者用観覧席等の設置 (イ) 観覧席等が 100 席以上 400 席以下の場合（2 席以上） (ロ) 観覧席等が 400 席を超える場合（2 席以上 10 席）</p>	<p>（設置数） 席 （設置数） 席 （設置数） 席</p>	適否	

	<p>□ 幅 85 cm 以上、奥行き 120 cm 以上 (1 席当たり)</p> <p>ハ 観覧席等の正面及び側面に腰壁、手すり等の設置</p> <p>ニ 車いす使用者が円滑に到達できる 1 以上の経路の確保</p> <p>(イ) 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る経路</p> <p>(ロ) 出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路</p>		<p>(幅) cm</p> <p>(奥行き) cm</p> <p>(講じた措置)</p> <p>(講じた措置)</p> <p>(講じた措置)</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	
13	<p>カウンター等 (カウンター、記載台、公衆電話台等)</p> <p>(1) カウンター等を設ける場合は、車いす使用者に配慮したカウンター等を 1 以上設置</p> <p>イ カウンター等の高さ</p> <p>ロ 下部には、車いすで接近しやすい空間を確保 (床面から 65 cm 程度、奥行き 45 cm 程度)</p> <p>(2) レジカウンターを設ける場合は、1 以上のレジカウンターは、次に定める構造</p> <p>イ 有効幅員 80 cm 以上</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造</p>		<p>(設置箇所)</p> <p>(高さ) cm</p> <p>(床面からの高さ) cm</p> <p>(奥行き) cm</p> <p>(設置箇所)</p> <p>(有効幅員) cm</p> <p>(講じた措置)</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	
14	<p>改札口 入場券等の検査又は取集めを行う場所</p> <p>改札口を設ける場合は、1 以上の改札口は、次に定める構造</p> <p>イ 有効幅員 80 cm 以上</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造</p> <p>ハ 案内窓口 (券売機) から改札口に至る通路に視覚障害者誘導用ブロック等の敷設</p>		<p>(設置数)</p> <p>(有効幅員) cm</p> <p>(講じた措置)</p> <p>(講じた措置)</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	
15	<p>避難設備 (緊急時の設備)</p> <p>(1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合は、視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置</p> <p>(2) 非常口の屋内から屋外に至る主要な避難通路には、段差の禁止</p> <p>(3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造</p>		<p>(講じた措置)</p> <p>(講じた措置)</p> <p>(講じた措置)</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	
16	<p>案内板</p> <p>案内板を設ける場合は、次に定める構造</p> <p>イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障害者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮</p> <p>ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に利用できる構造。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障害者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設 (特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。</p>		<p>(設置場所)</p> <p>(講じた措置)</p> <p>(講じた措置)</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	

	ハ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示	(講じた措置)	適否	
	ニ 必要に応じて、ローマ字又は絵による表示	(講じた措置)		

第 2 号様式（その 2）（第 7 条関係）

整備基準適合表（公共交通機関の施設）

公共的施設 （公共交通 機関の施設） の名称	公共的施設 （公共交通機 関の施設） の所在地
主要用途	構造・階数 造・地上 階、 地下 階
延べ面積	m ²

整備部分・ 整備項目	整備基準	記載図面の名 称及び番号	整備内容	適合 状況	※ 判定欄
1 移動円滑化経路					
(1) 公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路に移動円滑化経路を乗降場ごとに1以上設置			(講じた措置)	適否	
(2) (3) 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーター（構造上傾斜路又はエレベーターを設置することが困難な場合は、エスカレーター（構造上エスカレーターを設置することが困難な場合は、その他の車いす使用者が円滑に利用できる構造の昇降機））の設置。ただし、公共交通機関の施設に隣接し、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（(6)に定める構造のもの）又はエレベーター（(7)に定める構造のもの）を利用することにより公共交通機関の施設の営業時間内に常時公共用通路と公共車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合又は管理上の理由により昇降機を設置することが困難な場合は、この限りでない。			(講じた措置)	適否	
(4) 移動円滑化経路と公共用通路の出入口	イ 有効幅員 90 cm以上（構造上やむを得ない場合は、80 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合の当該戸の構造				
	(イ) 有効幅員 90 cm以上（構造上やむを得ない場合は、80 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。			(段差処理)	適否	
(5) 移動円滑化経路を構成する通路	イ 有効幅員 140 cm以上（構造上やむを得ない場合で、車いすが転回できる部分を通路の末端付近及び 50m以内ごとに設けるときは、120 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合の当該戸の構造				
	(イ) 有効幅員 90 cm以上（構造上やむを得ない場合は、80 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。			(段差処理)	適否
ニ 照明設備が設けられていること。			(講じた措置)	適否	
(6) 移動円滑化経路を構成す	イ 有効幅員 120 cm以上（段併設の場合は、90 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	

る傾斜路	ロ こう配 1/12 (高さ 16 cm 以下の場合は、1/8) を超えない構造	(こう配)	適否	
	ハ 高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否	
(7) 移動円滑化経路を構成するエレベーター	イ かごの幅 140 cm 以上、奥行き 135 cm 以上。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）は、この限りでない。	(幅有効寸法) cm (奥行き有効寸法) cm	適否	
	ロ かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	(講じた措置)	適否	
	ハ かご内に到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声で知らせる装置の設置	(講じた措置)	適否	
	ニ かご及び昇降路の出入口の有効幅員 80 cm 以上	(有効寸法) cm	適否	
	ホ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	(高さ) cm	適否	
	ヘ かご内及び乗降ロビーの制御装置（ホを除く。）は、視覚障害者の円滑な操作が可能な構造（点字表示等）	(表示方法)	適否	
	ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能	(講じた措置)	適否	
	チ 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法は、それぞれ 150 cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	リ かご内の側面に手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	ヌ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。	(形状) (下端の高さ) cm	適否	
	ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造	(講じた措置)	適否	
	ヲ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が 2 のみである場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
	(8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーター	イ 上り専用及び下り専用のものをそれぞれ設置。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否
ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造		(講じた措置)	適否	
ニ 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造		(講じた措置)	適否	
ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造		(講じた措置)	適否	

	<p>ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等にエスカレーターへの進入の可否を表示。ただし、上り又は下り専用エスカレーターでない場合は、この限りでない。</p>	(講じた措置)	適否	
	ト 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	チ 踏み段の面は、車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができ、かつ、車止めのある構造	(講じた措置)	適否	
2 通路	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ロ 段を設ける場合は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適否	
3 傾斜路 (階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)	イ 両側に高さ80cm程度の手すりの設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	(講じた措置)	適否	
	ニ 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
4 エスカレーター	エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設置	(講じた措置)	適否	
5 階段	イ 両側に高さ80cm程度の手すりの設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
	ロ 手すりの端部付近に階段の通ずる場所を示す点字の設置	(講じた措置)	適否	
	ハ 回り段の禁止。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
	ニ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ホ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	ヘ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適否	
	ト 照明設備が設けられていること。	(講じた措置)	適否	

6 視覚障害者誘導用ブロック等	(1) 公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等に視覚障害者誘導用ブロック（日本産業規格 T9251 に適合するものに限る。）の敷設又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する装置の設置。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、設備間の誘導が適切に実施される通路等の部分は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	(2) (1)に規定する通路とエレベーターの乗降ロビーに設ける制御装置、7の(5)に規定する設備、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等に視覚障害者誘導用ブロックの敷設。ただし、(1)のただし書に規定する場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に点状ブロックの敷設		(講じた措置)	適否	
	(4) 旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については(1)から(3)までの規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。		(敷設しない箇所)	適否	
7 案内設備	(1) 公共車両等の運行の情報を文字等で表示する設備及び音声で提供する設備の設置。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	(2) エレベーター等の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）又は(4)に規定する案内板その他の設備の付近に当該施設があることを表示する標識の設置		(講じた措置)	適否	
	(3) (2)に定める標識は日本産業規格 Z8210 に適合すること。		(講じた措置)	適否	
	(4) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口付近に(2)に規定する移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板等の設置。ただし、設備の配置が容易に視認できる場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	(5) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置		(講じた措置)	適否	
8 便 所					
	イ 便所の出入口付近に男女用の区別(当該区別がある場合に限る。)及び構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置		(講じた措置)	適否	

ロー1 多機能便房	便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所（多機能便房）を1以上（男女用の区別がある場合は、それぞれ1以上）設置	(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適否		
	(イ) 車いす使用者が利用できる十分な空間（直径150cm以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120cm以上の距離があるもの）の確保並びに設備機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備) ①腰掛け便座 ②手すり（L字型手すり及び可動式手すり）③洗浄装置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な水栓器具 ⑦非常通報装置 ⑧施錠装置 ⑨ペーパーホルダー	(十分な空間) 内接する円の直径 cm 便器の前方 cm (設置設備)	適否		
	(ロ) 出入口の有効幅員80cm以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の禁止	(有効幅員) cm (段差処理)	適否		
	(ハ) 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否		
	(ニ) 出入口付近に多機能便房が設置されている旨の表示	(表示方法)	適否		
	(ホ) 洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造	(高さ) cm (下部空間の寸法)	適否		
ロー2 一般便所	便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置。ただし、当該便所内に（ロー1）に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。	(設置数) 男子用 女子用	適否		
ロー3 男子用小便器	男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適否		
ロー4 便所内の洗面器の構造	(イ) カウンター埋込み式又は手すりを設置。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。	(構造)	適否		
	(ロ) レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否		
ハ 1 の(1)に規定する移動円滑化経路と多機能便房が設けられた便所との間の経路のうち1以上の構造	(イ) 有効幅員140cm以上（構造上やむを得ない場合で、車いすが転回できる部分を通路の末端付近及び50m以内ごとに設けるときは、120cm以上）	(有効幅員) cm	適否		
	(ロ) 戸を設ける場合の戸の構造				
	① 有効幅員90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上） ② 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(有効幅員) cm (開閉方法)	適否 適否		

	<p>(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。</p> <p>① 傾斜路の有効幅員は 120cm 以上（段併設の場合は、90cm 以上）</p> <p>② 傾斜路のこう配は1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）を超えないこと。</p> <p>③ 傾斜路の高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。</p> <p>(ニ) 照明設備が設けられていること。</p>	(段差処理)	適否	
		(有効幅員) cm	適否	
		(こう配)	適否	
		(高さ) cm	適否	
		(踏幅) cm	適否	
		(講じた措置)	適否	
二 便所内の乳幼児いす等及び乳幼児ベッド等（1日の平均乗降客が、5,000人以上の施設）	<p>便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を 1 以上（男女用の別がある場合は、それぞれ 1 以上）設置</p> <p>(イ) 乳幼児いす等のある便房を 1 以上設置</p> <p>(ロ) 乳幼児ベッド等を 1 以上設置。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(ハ) 便房及び便所の出入口付近に乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等が設置されている旨の表示</p>	(設置数)	適否	
		(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
		(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
		(表示方法)	適否	
ホ オストメイト対応の設備	<p>次に定めるオストメイトのための洗浄設備のある便房を 1 以上（男女用の別があるときは、それぞれ 1 以上）設置</p> <p>(イ) 汚物流し（既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。）を設置</p> <p>(ロ) 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示</p> <p>(ハ) 設置されることが望ましい設備等</p> <p>①温水シャワー付き水栓器具 ②手荷物棚 ③衣服を掛けるためのフック ④大きめの汚物入れ ⑤姿見用鏡 ⑥ペーパーホルダー ⑦石けん水入れ ⑧チェン징ボード又は大人用介護ベットなど着替えをするための台</p>	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
		(設置設備)	適否	
		(表示方法)	適否	
		(設置設備等)		
9 乗車券等販売所、待合所及び案内所	<p>乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合は、それぞれ 1 以上は、次に定める構造</p> <p>イ 移動円滑化経路と当該設備との間の 1 以上の通路は、次に定める構造</p> <p>(イ) 有効幅員 140 cm 以上（構造上やむを得ない場合で、車いすが転回できる部分を通路の末端付近及び 50m 以内ごとに設けるときは、120 cm 以上）</p>	(設置数)	適否	
		(有効幅員) cm	適否	

13 乗降場					
(1) 鉄道駅のプラットホーム	イ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口床面の縁端との間隔は、できる限り小さくすること。(やむを得ず間隔が大きい場合は、警告のための設備を設置)		(講じた措置)	適否	
	ロ プラットホームと鉄道車両の乗降口床面とは、できる限り平らとすること。		(講じた措置)	適否	
	ハ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、乗降を円滑にするための設備を1以上設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	ニ 排水のための横断こう配は、1%を標準とすること。ただし、ホームドア、可動式ホームさくを設置した場合等は、この限りでない。		(横断こう配 %)	適否	
	ホ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ヘ ホームドア、可動式ホームさく、内方線付き点状ブロック(日本産業規格T9251に適合するものに限る。)等視覚障害者の転落防止設備の設置(発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)にあつては、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがない限り、ホームドア又は可動式ホームさくを設けること。)		(講じた措置)	適否	
	ト プラットホームの線路側以外の端部に転落防止さくの設置。ただし、階段を設けた場合等旅客の転落のおそれがない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	チ 列車の接近を文字等及び音声により警告する設備の設置。ただし、ホームドア、可動式ホームさくを設置した場合等は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	リ 照明設備が設けられていること。		(講じた措置)	適否	
	又 列車に車いす使用者が利用する部分を設ける場合は、当該部分に通ずる乗降口の位置をプラットホーム上に表示。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
(2) バスターミナルの乗降場	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ロ 乗降場の縁端のうち、自動車用場所に接する部分にさく、点状ブロック等視覚障害者の進入を防止する設備の設置		(講じた措置)	適否	
	ハ 車いす使用者が円滑に乗降できる構造		(講じた措置)	適否	

(3) 旅客船ターミナルの乗降用設備	イ 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
	ロ 有効幅員 90 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ハ 高さ 80 cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	ニ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ホ 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所に転落を防止するためのさく、点状ブロック等の設備の設置	(講じた措置)	適否	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別表第二第一の「10 客室」の項及び第二号様式(その一)の改正規定は、令和元年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更(施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)、建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号)第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替については、第六条及び三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進条例(平成十一年三重県条例第二号)第十七条に規定する整備基準は、この規則による改正後の三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第八条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進条例施行規則(次項において「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている整備基準適合表等は、改正後の規則に基づいて提出された整備基準適合表等とみなす。
- 5 この規則の施行の日前に、改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年六月二十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年三重県規則第四十八号の二)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(最終処分場の埋立処分終了届出台帳の調製)</p> <p>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。)第十九条の十二第一項の規定により知事が調製する台帳(以下「届出台帳」という。)は、最終処分場の埋立処分終了届出台帳(第一号様式)のとおりとする。</p> <p>(届出台帳の閲覧等)</p> <p>第二条 法第十九条の十二第三項の規定による届出台帳の閲覧の請求は、最終処分場の埋立処分終了届出台帳閲覧請求書(第二号様式)によるものとする。</p> <p>2 ～ 6 (略)</p>	<p>(最終処分場の埋立処分終了届出台帳の調製)</p> <p>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。)第十九条の十一第一項の規定により知事が調製する台帳(以下「届出台帳」という。)は、最終処分場の埋立処分終了届出台帳(第一号様式)のとおりとする。</p> <p>(届出台帳の閲覧等)</p> <p>第二条 法第十九条の十一第三項の規定による届出台帳の閲覧の請求は、最終処分場の埋立処分終了届出台帳閲覧請求書(第二号様式)によるものとする。</p> <p>2 ～ 6 (略)</p>

第一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二号様式中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三号様式から第十二号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式の改正規定(「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。)は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する施行日において現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている請求書等は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された請求書等とみなす。
- 3 附則第一項ただし書に規定する施行日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することが出来る。

告 示

三重県告示第 126 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 35 条の 10 第 1 項の規定により、液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定の取消しを次のとおり行いました。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売事業者の名称	所在地	認定取消年月日	保安確保機器の設置及び管理の方法の別
伊賀ふるさと農業協同組合	伊賀市平野西町 1 番 1	令和元年 6 月 13 日	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 号（第一号認定）

三重県告示第 127 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
川戸レディースクリニック	四日市市別名一丁目 16-11	令和元年 5 月 1 日
津坂眼科	津市藤方 1535-2	平成 31 年 1 月 15 日
津みなみ眼科	津市高茶屋小森町 145 番地 イオンモール津南 2 階	平成 31 年 4 月 1 日
くろい歯科クリニック	多気郡多気町相可 793 番地 5	平成 31 年 4 月 1 日
さざんか薬局	四日市市生桑町 108-2	令和元年 6 月 1 日
まっぶ薬局	鈴鹿市道伯 5 丁目 24-23	令和元年 5 月 1 日

三重県告示第 128 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ジップドラッグみたき薬局	四日市市生桑町神田 899-1	ココカラファイン薬局みたき店	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 129 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
-----------	-----	-------

津坂内科眼科医院	津市藤方 1535-2	平成 31 年 1 月 14 日
北村内科循環器科	津市白塚町白池 31-123	平成 31 年 3 月 31 日
津みなみ眼科	津市高茶屋小森町 145 番地 イオンモール津南 2 階	平成 31 年 3 月 31 日
平沢歯科	津市本町 35-12 丸善ビル 3F	平成 31 年 4 月 13 日
くろい歯科クリニック	多気郡多気町相可西巡り 793-5	平成 31 年 3 月 31 日
みえ医療福祉生協 訪問看護ステーションつくし	桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2304 番地	平成 31 年 4 月 30 日

三重県告示第 130 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
医療法人社団藤田歯科	伊勢市常磐 2 丁目 13 番 7 号	平成 31 年 4 月 23 日

三重県告示第 131 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
デイハウス沙羅	鈴鹿市安塚町 638-16	有限会社 イトーファーマシー	鈴鹿市安塚町 638-16	令和元年 6 月 1 日	認知症対応型通所介護
デイハウス沙羅	鈴鹿市安塚町 638-16	有限会社 イトーファーマシー	鈴鹿市安塚町 638-16	令和元年 6 月 1 日	介護予防認知症対応型通所介護

三重県告示第 132 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
いなべ市地域包括支援センター	社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会	介護予防支援	所在地	いなべ市北勢町阿下喜 31 番地	いなべ市北勢町阿下喜 2624 番地 2	令和元年 5 月 7 日
にじのさと桑名サービスセンター	株式会社日本エルダリーケアサービス	訪問介護	主たる事務所の所在地	東京都港区芝公園三丁目 4 番 30 号 32 芝公園ビル 7 階	東京都千代田区永田町一丁目 11 番 30 号 サウスヒル永田町 5F	平成 31 年 4 月 2 日

三重県告示第 133 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃 止 年 月 日
-----------	-----	----------	--------------------	-------------	-----------

にじのさと桑名サービスセンター	桑名市東方 1529-1 ハイツアザレア 302	株式会社日本エルダリーケアサービス	東京都港区芝公園三丁目 4 番 30 号 32 芝公園ビル7階	訪問介護	平成 31 年 3 月 31 日
にじのさと桑名サービスセンター	桑名市東方 1529-1 ハイツアザレア 302	株式会社日本エルダリーケアサービス	東京都港区芝公園三丁目 4 番 30 号 32 芝公園ビル7階	訪問型サービス（独自）	平成 31 年 3 月 31 日

三重県告示第 134 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
川戸レディースクリニック	四日市市別名一丁目 16-11	令和元年 5 月 1 日
津坂眼科	津市藤方 1535-2	平成 31 年 1 月 15 日
津みなみ眼科	津市高茶屋小森町 145 番地 イオンモール津南 2 階	平成 31 年 4 月 1 日
くろい歯科クリニック	多気郡多気町相可 793 番地 5	平成 31 年 4 月 1 日
さざんか薬局	四日市市生桑町 108-2	令和元年 6 月 1 日
まっぶ薬局	鈴鹿市道伯 5 丁目 24-23	令和元年 5 月 1 日

三重県告示第 135 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ジップドラッグみたき薬局	四日市市生桑町神田 899-1	ココカラファイン薬局みたき店	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 136 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
津坂内科眼科医院	津市藤方 1535-2	平成 31 年 1 月 14 日
北村内科循環器科	津市白塚町白池 31-123	平成 31 年 3 月 31 日
津みなみ眼科	津市高茶屋小森町 145 番地 イオンモール津南 2 階	平成 31 年 3 月 31 日
平沢歯科	津市本町 35-12 丸善ビル 3F	平成 31 年 4 月 13 日
くろい歯科クリニック	多気郡多気町相可西巡り 793-5	平成 31 年 3 月 31 日
みえ医療福祉生協 訪問看護ステーションつくし	桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2304 番地	平成 31 年 4 月 30 日

三重県告示第 137 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の

2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
医療法人社団藤田歯科	伊勢市常磐2丁目13番7号	平成31年4月23日

三重県告示第138号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
デイハウス沙羅	鈴鹿市安塚町638-16	有限会社 イトーファーマシー	鈴鹿市安塚町638-16	令和元年6月1日	認知症対応型通所介護
デイハウス沙羅	鈴鹿市安塚町638-16	有限会社 イトーファーマシー	鈴鹿市安塚町638-16	令和元年6月1日	介護予防認知症対応型通所介護

三重県告示第139号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
いなべ市地域包括支援センター	社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会	介護予防支援	所在地	いなべ市北勢町阿下喜31番地	いなべ市北勢町阿下喜2624番地2	令和元年5月7日
にじのさと桑名サービスセンター	株式会社日本エルダリーケアサービス	訪問介護	主たる事務所の所在地	東京都港区芝公園三丁目4番30号32芝公園ビル7階	東京都千代田区永田町一丁目11番30号 サウスビル永田町5F	平成31年4月2日

三重県告示第140号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成14年7月30日 第10号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社 ミエライズ	代表取締役社長 前川 昌治	津市庄田町1957番地

3 変更内容

(1) 代表者の変更

代表取締役社長 前川 昌治

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
中原 奨也	■■■■ ■■■ ■■■■■■■ ■■■	玄米	K2430435

三重県告示第 141 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
宮の上地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）
- 2 区域の所在地
尾鷲市宮ノ上町
- 3 区域の土地の表示
尾鷲市宮ノ上町 1373 番 15 の一部、1373 番 16 の一部、1373 番 17 の一部、1374 番 1 の一部、1374 番 4 の一部、1374 番 5 の一部、1374 番 6 の一部、1374 番 7 の全部、1374 番 8 の全部、1374 番 9 の一部、1374 番 10 の一部、1374 番 11 の一部、1374 番 12 の一部、1374 番 13 の一部、1374 番 15 の一部、1374 番 16 の一部、1374 番 17 の一部、1374 番 18 の一部、1374 番 19 の一部及び 1376 番 3 の一部の土地

三重県告示第 142 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び紀北町役場に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
馬瀬 16 地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
北牟婁郡紀北町馬瀬
- 3 区域の土地の表示
北牟婁郡紀北町馬瀬字節桂山 1030 番 1 の一部、1032 番 1 の一部及び 1033 番 1 の一部の土地、宇上手広 1034 番の一部、1035 番 2 の一部、1035 番 3 の一部、1035 番 4 の一部、1036 番 1 の一部、1053 番 1 の一部及び 1054 番 1 の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

内水面告示

三重県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

コイ（マゴイ及びニシキゴイをいいます。以下同じ。）の持出し、放流等について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和元年 6 月 25 日

三重県内水面漁場管理委員会会長 平 野 金 人

- 1 指示の内容
 - (1) 持出しの制限
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（名張川及び熊野川の一部）を除く。）

から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

(ア) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。

(イ) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(ウ) PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和元年7月9日から令和2年7月8日まで

公安委告示

三重県公安委員会告示第 66 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 23 条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施します。

令和元年 6 月 25 日

三重県公安委員会委員長 岡 本 直 之

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）第 1 条第 2 号に規定する施設警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）及び同条第 4 号に規定する交通誘導警備業務（以下「交通誘導警備業務」といいます。）に係る 1 級及び 2 級

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 学科試験（各種別の 1 級及び 2 級を同時に実施します。）

種別及び級	実施期日	受検定員
交通誘導警備業務 1 級	令和元年 9 月 30 日（月）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで	20 人
交通誘導警備業務 2 級		20 人
施設警備業務 1 級	令和元年 9 月 30 日（月）午前 11 時から午後 0 時 30 分まで	20 人
施設警備業務 2 級		20 人

イ 実技試験（学科試験に合格した者を対象に実施します。）

種別及び級	実施期日
交通誘導警備業務 1 級	令和元年 11 月 1 日（金）午前 9 時 15 分から正午まで
交通誘導警備業務 2 級	令和元年 11 月 1 日（金）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで
施設警備業務 1 級	令和元年 11 月 8 日（金）午前 9 時 15 分から正午まで
施設警備業務 2 級	令和元年 11 月 8 日（金）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6

津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受検資格

(1) 施設警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（施設警備業務に係るものに限ります。以下「施設警備業務 2 級検定」といいます。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

(3) 交通誘導警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限ります。以下「交通誘導警備業務

2 級検定」といいます。）に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受

けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 交通誘導警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して、2(1)イの実施期日に実技試験を実施します。

5 受検申請手続等

(1) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(2) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
交通誘導警備業務 1 級	令和元年 8 月 27 日（火）から同月 30 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
交通誘導警備業務 2 級	
施設警備業務 1 級	
施設警備業務 2 級	

受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

(3) 受検申請の受付場所

ア 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(4) 提出書類

ア 施設警備業務 1 級

(ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

(エ) 3(1)アに該当する者は、施設警備業務 2 級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

(オ) 3(1)イに該当する者は、1 級検定受検資格認定書 1 通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

イ 施設警備業務 2 級

(ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、

その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

- (ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

ウ 交通誘導警備業務1級

- (ア) 検定申請書（規則第9条に規定する別記様式第1号） 1通

- (イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

- (ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

- (エ) 3(3)アに該当する者は、交通誘導警備業務2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(3)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

- (オ) 3(3)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通

なお、1級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

エ 交通誘導警備業務2級

- (ア) 検定申請書（規則第9条に規定する別記様式第1号） 1通

- (イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

- (ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

学科試験及び実技試験の受付時間は、2(1)実施期日の開始時間の15分前から開始時間までの間とします。

7 受検手数料

種別及び級	受検手数料
施設警備業務1級	16,000円
施設警備業務2級	16,000円
交通誘導警備業務1級	14,000円
交通誘導警備業務2級	14,000円

受検手数料は、三重県収入証紙により、検定申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の手数料は、還付しません。

8 その他

- (1) 学科試験に際しては、受検票及び筆記用具を持参してください。
- (2) 実技試験に際しては、制服等の活動しやすい服装でお越しください。
- (3) 原則、受検する本人が申請してください。
代理人が申請する場合には、委任状を添付してください。
- (4) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務係（電話 059-222-0110

内線 3023) 又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

水道事業

1 事業の概況

平成 30 年度下半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曾川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に 703 万 1,751 立方メートル（年間累計 1,420 万 1,282 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重水系）においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に 592 万 8,742 立方メートル（年間累計 1,216 万 4,334 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曾岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に 176 万 9,060 立方メートル（年間累計 334 万 854 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）においては、津市及び松阪市に 644 万 7,006 立方メートル（年間累計 1,189 万 5,782 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）においては、津市及び松阪市に 532 万 1,400 立方メートル（年間累計 1,073 万 1,000 立方メートル）の給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に 1,092 万 3,193 立方メートル（年間累計 2,138 万 59 立方メートル）の給水を行いました。

水道事業全体で、平成 30 年度下半期の総給水量は 3,742 万 1,152 立方メートル（年間累計 7,371 万 3,311 立方メートル）となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県水道事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県水道事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和元年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水区域 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町

年間総給水量 72,907,020 立方メートル

1 日平均給水量 197,580 立方メートル

主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	70,202 千円
北勢水道改良事業	事業費	1,651,535 千円
中勢水道改良事業	事業費	1,681,663 千円
南勢水道改良事業	事業費	600,449 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款 水 道 事 業 収 益	9,617,670 千円
第 1 項 営 業 収 益	8,761,138 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	856,532 千円

支 出		
第1款	水道事業費用	9,390,271千円
第1項	営業費用	8,827,489千円
第2項	営業外費用	560,782千円
第3項	予備費	2,000千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入		
第1款	資本的収入	1,938,907千円
第1項	補助金	374,565千円
第2項	出資金	389,402千円
第3項	負担金	24,940千円
第4項	長期貸付金償還金	1,150,000千円
支 出		
第1款	資本的支出	6,276,477千円
第1項	建設改良費	4,049,690千円
第2項	償還金	2,226,787千円

(2) 令和元年度事業の経営方針

1 日最大給水量

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曾川水系）	80,300立方メートル
北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重水系）	51,000立方メートル
北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）	18,000立方メートル
北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）	81,416立方メートル
北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）	58,800立方メートル
南勢志摩水道用水供給事業	139,850立方メートル

別表 1

三重県水道事業損益計算書

平成 30 年 10 月 1 日から

平成 31 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	4,018,910,564	営 業 収 益	4,063,002,974
原 水 及 び 浄 水 費	1,093,163,182	給 水 収 益	4,055,749,008
配 水 費	278,811,069	そ の 他 営 業 収 益	7,253,966
業 務 費	203,685,834		
総 係 費	173,816,890		
減 価 償 却 費	2,053,365,537		
資 産 減 耗 費	216,068,052		
営 業 外 費 用	233,327,950	営 業 外 収 益	434,715,720
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	228,135,922	受 取 利 息	1,537,079
受 託 工 事 費	4,970,963	他 会 計 補 助 金	25,521,571
雑 支 出	221,065	受 託 工 事 収 益	4,970,963
		長 期 前 受 金 戻 入	402,014,598
		雑 収 益	671,509
当 期 純 利 益	245,480,180		
合 計	4,497,718,694	合 計	4,497,718,694

別表 2

三重県水道事業損益計算書

平成 30 年 4 月 1 日から

平成 31 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	8,121,031,145	営 業 収 益	8,083,524,755
原 水 及 び 浄 水 費	2,288,671,101	給 水 収 益	8,067,467,289
配 水 費	592,654,350	そ の 他 営 業 収 益	16,057,466
業 務 費	426,344,964		
総 係 費	342,802,141		
減 価 償 却 費	4,108,836,537		
資 産 減 耗 費	361,722,052		
営 業 外 費 用	486,881,732	営 業 外 収 益	864,299,751
支 払 利 息 及 び	472,299,704	受 取 利 息	2,476,735
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	49,152,000
受 託 工 事 費	14,360,963	受 託 工 事 収 益	14,360,963
雑 支 出	221,065	長 期 前 受 金 戻 入	796,580,098
		雑 収 益	1,729,955
当 期 純 利 益	339,911,629		
合 計	8,947,824,506	合 計	8,947,824,506

別表 3

三重県水道事業貸借対照表

平成 31 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	124,054,671,002	固 定 負 債	20,047,869,354
有 形 固 定 資 産	78,646,392,231	企 業 債	14,690,514,048
無 形 固 定 資 産	41,508,278,771	引 当 金	5,357,355,306
投 資 そ の 他 の 資 産	3,900,000,000	流 動 負 債	3,097,016,762
流 動 資 産	11,731,090,397	企 業 債	2,222,436,586
現 金 預 金	10,734,401,166	未 払 金	761,889,086
未 収 金	831,141,486	引 当 金	69,999,000
貯 蔵 品	150,152,349	そ の 他 流 動 負 債	42,692,090
前 払 金	395,396	繰 延 収 益	22,328,528,874
そ の 他 流 動 資 産	15,000,000	負 債 合 計	45,473,414,990
		資 本 金	88,702,978,584
		剰 余 金	1,609,367,825
		資 本 剰 余 金	869,153,060
		利 益 剰 余 金	740,214,765
		(うち当期純利益)	(339,911,629)
		資 本 合 計	90,312,346,409
資 産 合 計	135,785,761,399	負 債 資 本 合 計	135,785,761,399

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

68,639,921,796 円

繰延収益の収益化累計額

16,663,781,706 円

工業用水道事業

1 事業の概況

平成 30 年度下半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に 9,529 万 329 立方メートル（年間累計 1 億 9,355 万 8,361 立方メートル）を、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に 705 万 6,650 立方メートル（年間累計 1,415 万 7,551 立方メートル）を、また、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に 246 万 5,548 立方メートル（年間累計 491 万 9,201 立方メートル）をそれぞれ給水し、工業用水道事業全体で総給水量は 1 億 481 万 2,527 立方メートル（年間累計 2 億 1,263 万 5,113 立方メートル）となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県工業用水道事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和元年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水会社数	91 社
年間総給水量	217,093,740 立方メートル
1 日平均給水量	594,777 立方メートル

主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	38,215 千円
北伊勢工業用水道改良事業	事業費	7,534,011 千円
松阪工業用水道改良事業	事業費	213,489 千円
中伊勢工業用水道改良事業	事業費	98,340 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款 工業用水道事業収益	6,238,086 千円
第 1 項 営 業 収 益	5,863,348 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	374,738 千円

支 出

第 1 款 工業用水道事業費用	6,021,560 千円
第 1 項 営 業 費 用	5,719,651 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	299,909 千円
第 3 項 予 備 費	2,000 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入	5,712,219 千円
第 1 項 企 業 債	5,191,000 千円
第 2 項 補 助 金	186,200 千円
第 3 項 出 資 金	276,009 千円
第 4 項 負 担 金	59,010 千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出	9,286,504 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	8,040,064 千円
第 2 項 償 還 金	1,246,440 千円

(2) 令和元年度事業の経営方針

1 日契約水量

北伊勢工業用水道事業	743,860 立方メートル
松阪工業用水道事業	38,500 立方メートル
中伊勢工業用水道事業	14,370 立方メートル

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

平成 30 年 10 月 1 日から

平成 31 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	2,378,598,169	営 業 収 益	2,625,058,974
原 水 及 び 浄 水 費	640,438,319	給 水 収 益	2,546,802,402
配 水 費	170,466,914	そ の 他 営 業 収 益	78,256,572
業 務 費	196,421,402		
総 係 費	152,118,808		
減 価 償 却 費	1,144,482,741		
資 産 減 耗 費	74,669,985		
営 業 外 費 用	116,424,737	営 業 外 収 益	193,945,629
支 払 利 息 及 び		受 取 利 息	574,295
企 業 債 取 扱 諸 費	111,518,306	他 会 計 補 助 金	2,740,000
受 託 工 事 費	3,945,062	受 託 工 事 収 益	3,945,062
雑 支 出	961,369	長 期 前 受 金 戻 入	184,864,450
		雑 収 益	1,821,822
特 別 損 失	147,249,727	特 別 利 益	84,722,032
過 年 度 損 益 修 正 損	147,249,727	過 年 度 損 益 修 正 益	84,722,032
当 期 純 利 益	261,454,002		
合 計	2,903,726,635	合 計	2,903,726,635

別表 2

三重県工業用水道事業損益計算書

平成 30 年 4 月 1 日から

平成 31 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	4,942,487,673	営 業 収 益	5,287,438,533
原 水 及 び 浄 水 費	1,513,513,603	給 水 収 益	5,107,560,961
配 水 費	341,932,146	そ の 他 営 業 収 益	179,877,572
業 務 費	349,346,029		
総 係 費	271,282,169		
減 価 償 却 費	2,305,707,741		
資 産 減 耗 費	160,705,985		
営 業 外 費 用	245,622,402	営 業 外 収 益	395,126,792
支 払 利 息 及 び		受 取 利 息	1,254,840
企 業 債 取 扱 諸 費	231,389,971	他 会 計 補 助 金	2,740,000
受 託 工 事 費	13,271,062	受 託 工 事 収 益	13,271,062
雑 支 出	961,369	長 期 前 受 金 戻 入	372,863,450
		雑 収 益	4,997,440
特 別 損 失	147,249,727	特 別 利 益	84,722,032
過 年 度 損 益 修 正 損	147,249,727	過 年 度 損 益 修 正 益	84,722,032
当 期 純 利 益	431,927,555		
合 計	5,767,287,357	合 計	5,767,287,357

別表 3

三重県工業用水道事業貸借対照表

平成 31 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	105,290,852,185	固 定 負 債	18,696,870,930
有 形 固 定 資 産	100,398,552,483	企 業 債	12,753,296,457
無 形 固 定 資 産	4,892,299,702	引 当 金	5,943,574,473
流 動 資 産	8,389,733,416	流 動 負 債	1,589,654,822
現 金 預 金	7,257,798,884	企 業 債	1,246,439,757
未 収 金	1,001,503,045	未 払 金	264,492,026
貯 蔵 品	115,100,977	引 当 金	41,732,000
前 払 金	330,510	そ の 他 流 動 負 債	36,991,039
そ の 他 流 動 資 産	15,000,000	繰 延 収 益	17,340,897,803
		負 債 合 計	37,627,423,555
		資 本 金	73,981,085,078
		剰 余 金	2,072,076,968
		資 本 剰 余 金	1,228,710,474
		利 益 剰 余 金	843,366,494
		(うち当期純利益)	(431,927,555)
		資 本 合 計	76,053,162,046
資 産 合 計	113,680,585,601	負 債 資 本 合 計	113,680,585,601

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 62,929,007,932 円
繰延収益の収益化累計額 17,127,928,618 円

電気事業

1 事業の概況

三重ごみ固形燃料発電所（最大出力1万2,050kW）について、RDFを12市町から受け入れ、安定した運転を行いました。

この結果、平成30年度下半期は、RDF2万2,146トン（年間累計4万4,399トン）を受け入れ、3,252万8,400kWh（年間累計6,481万9,500kWh）の発電を行いました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県電気事業損益計算書（別表1及び別表2）及び三重県電気事業貸借対照表（別表3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和元年度予算の概要

ア 業務の予定量

年間販売電力量 21,684,006 kWh

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 電気事業収益 741,550千円

第1項 営業収益 666,585千円

第2項 営業外収益 21,294千円

第3項 特別利益 53,671千円

支 出

第1款 電気事業費用 2,201,960千円

第1項 営業費用 1,942,703千円

第2項 営業外費用 12,767千円

第3項 特別損失 244,490千円

第4項 予備費 2,000千円

ウ 資本的収入の予定額

収 入

第1款 資本的収入 500,000千円

第1項 長期貸付金償還金 500,000千円

(2) 令和元年度事業の経営方針

ア 供給先 電気事業法第2条第1項第17号の電気事業者で電気の供給に関する契約の相手方となったもの及び三重ごみ固形燃料発電所の存する敷地と同一の敷地内に存する施設の管理者

イ 最大出力

三重ごみ固形燃料発電所 12,050 kW

別表 1

三重県電気事業損益計算書

平成 30 年 10 月 1 日から

平成 31 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	905,850,006	営 業 収 益	697,462,415
R D F 発 電 費	817,335,047	電 力 料	384,217,743
一 般 管 理 費	88,514,959	そ の 他 営 業 収 益	313,244,672
営 業 外 費 用	292,160	営 業 外 収 益	22,397,056
支 払 利 息 及 び	80,780	受 取 利 息	1,205,101
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	490,000
雑 支 出	211,380	長 期 前 受 金 戻 入	20,695,056
		雑 収 益	6,899
		当 期 純 損 失	186,282,695
合 計	906,142,166	合 計	906,142,166

別表 2

三重県電気事業損益計算書

平成 30 年 4 月 1 日から

平成 31 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	2,030,664,868	営 業 収 益	1,380,730,096
R D F 発 電 費	1,875,828,672	電 力 料	752,724,366
一 般 管 理 費	154,836,196	そ の 他 営 業 収 益	628,005,730
営 業 外 費 用	391,942	営 業 外 収 益	44,202,098
支 払 利 息 及 び	180,562	受 取 利 息	1,878,588
企 業 債 取 扱 諸 費	211,380	他 会 計 補 助 金	490,000
雑 支 出		長 期 前 受 金 戻 入	41,390,056
		雑 収 益	443,454
特 別 損 失	71,395,740		
そ の 他 特 別 損 失	71,395,740		
		当 期 純 損 失	677,520,356
合 計	2,102,452,550	合 計	2,102,452,550

別表 3

三重県電気事業貸借対照表

平成 31 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	2,061,021,906	固 定 負 債	338,067,207
有 形 固 定 資 産	284,785,406	引 当 金	338,067,207
無 形 固 定 資 産	10,679,604	流 動 負 債	233,989,218
事 業 外 固 定 資 産	364,370,741	未 払 金	218,439,435
投 資 そ の 他 の 資 産	1,401,186,155	引 当 金	14,618,000
流 動 資 産	8,888,339,101	そ の 他 流 動 負 債	931,783
現 金 預 金	8,675,747,740	繰 延 収 益	72,627,428
未 収 金	208,643,738	負 債 合 計	644,683,853
前 払 金	3,947,623	資 本 金	12,963,625,000
		剰 余 金	△2,658,947,846
		欠 損 金	2,658,947,846
		(うち当期純損失)	(677,520,356)
		資 本 合 計	10,304,677,154
資 産 合 計	10,949,361,007	負 債 資 本 合 計	10,949,361,007

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 1,719,747,685 円
繰延収益の収益化累計額 624,300,083 円

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 業務の概況

三重県病院事業においては、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の 3 病院を管理運営し、それぞれの県立病院に求められている役割・機能等を踏まえながら、県民の皆さんに安全で良質な医療が提供できるよう取組を進めています。

平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの実績は、次のとおりです。

	下半期実績	年間累計
(1) 患者数		
入院	91,672 人	187,016 人
外来	74,830 人	149,912 人
(2) 建設改良事業		
病院増改築事業	319,555 千円	327,591 千円
資産購入	174,156 千円	205,432 千円

病院増改築事業については、吸収式冷温水発生機ほか改修工事（こころの医療センター）、空調設備及び防火ダンパー改修工事（一志病院）等を行いました。また、資産購入については、マンモグラフィ撮影装置（志摩病院）等の購入を行い、診療機能の充実を図りました。

2 経理の状況

経理の状況は、損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 令和元年度予算の概況

(1) 収益的収入及び支出の予定額

収入	
第 1 款 病院事業収益	5,285,041 千円
第 1 項 医業収益	2,944,408 千円
第 2 項 医業外収益	2,340,633 千円
支出	
第 1 款 病院事業費用	5,287,636 千円
第 1 項 医業費用	5,127,475 千円
第 2 項 医業外費用	160,161 千円

(2) 資本的収入及び支出の予定額

収入	
第 1 款 資本的収入	1,391,940 千円
第 1 項 企業債	396,700 千円
第 2 項 県費負担金	395,240 千円
第 3 項 短期貸付金返還金	600,000 千円
支出	
第 1 款 資本的支出	1,814,783 千円
第 1 項 建設改良費	434,643 千円
第 2 項 企業債償還金	686,540 千円
第 3 項 長期借入金償還金	90,000 千円
第 4 項 長期貸付金	3,600 千円
第 5 項 短期貸付金	600,000 千円

4 令和元年度事業の経営方針

県民の皆さんや地域に信頼され、かつ医療従事者にとって魅力のある病院づくりを進めながら、良質で満足度の高い医療サービスを実践し、県民の皆さんと共に、生涯にわたって健康な暮らしを続けられる医療環境の実現に貢献します。

なお、令和元年度の事業規模及び内容については、次のとおりです。

(1) 年間患者予定数	
入 院	213,012 人
外 来	167,996 人
(2) 建設改良事業	
病院増改築事業	257,736 千円
資 産 購 入	176,907 千円

別表 1

三重県病院事業損益計算書

平成 30 年 10 月 1 日から

平成 31 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	2,605,141,420	医 業 収 益	1,443,437,245
給 与 費	1,520,571,793	入 院 収 益	1,078,408,397
材 料 費	138,023,416	外 来 収 益	245,895,491
経 費	660,209,133	そ の 他 医 業 収 益	119,133,357
減 価 償 却 費	270,744,966		
資 産 減 耗 費	7,912,453		
研 究 研 修 費	7,679,659		
医 業 外 費 用	119,338,414	医 業 外 収 益	1,227,148,105
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	55,506,263	受 取 利 息 配 当 金	65,698
長 期 前 払 消 費 税 償 却	16,718,291	他 会 計 補 助 金	74,674,000
患 者 外 給 食 材 料 費	107,259	長 期 前 受 金 戻 入	115,712,848
雑 損 失	47,006,601	補 助 金	1,239,000
		負 担 金	944,331,000
		そ の 他 医 業 外 収 益	91,125,559
		下 半 期 純 損 失	53,894,484
合 計	2,724,479,834	合 計	2,724,479,834

別表 2

三重県病院事業損益計算書

平成 30 年 4 月 1 日から

平成 31 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	5,067,980,892	医 業 収 益	2,796,754,084
給 与 費	2,896,888,346	入 院 収 益	2,146,439,773
材 料 費	259,336,160	外 来 収 益	494,307,712
経 費	1,338,140,841	そ の 他 医 業 収 益	156,006,599
減 価 償 却 費	545,219,966		
資 産 減 耗 費	17,409,453		
研 究 研 修 費	10,986,126		
医 業 外 費 用	226,051,726	医 業 外 収 益	2,421,944,909
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	111,017,263	受 取 利 息 配 当 金	130,698
長 期 前 払 消 費 税 償 却	33,535,291	他 会 計 補 助 金	151,033,000
患 者 外 給 食 材 料 費	175,756	長 期 前 受 金 戻 入	233,803,848
雑 損 失	81,323,416	補 助 金	3,969,000
		負 担 金	1,846,616,000
		そ の 他 医 業 外 収 益	186,392,363
		当 年 度 純 損 失	75,333,625
合 計	5,294,032,618	合 計	5,294,032,618

別表 3

三重県病院事業貸借対照表

平成 31 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資 産	金 額	負 債 及 び 資 本	金 額
固 定 資 産	8,727,005,599	固 定 負 債	13,213,841,399
有 形 固 定 資 産	8,462,258,833	企 業 債	6,466,658,819
土 地	490,665,273	他 会 計 借 入 金	5,420,592,278
建 物	6,776,561,293	引 当 金	1,326,590,302
構 築 物	361,812,964	流 動 負 債	1,190,490,633
器 械 備 品	819,916,977	企 業 債	686,537,420
車 両	5,294,648	引 当 金	173,571,000
建 設 仮 勘 定	8,007,678	未 払 金	320,474,831
		未 払 消 費 税	1,968,800
無 形 固 定 資 産	2,317,894	及 び 地 方 消 費 税	7,938,582
電 話 加 入 権	2,298,889	そ の 他 流 動 負 債	
そ の 他 無 形 固 定 資 産	19,005	繰 延 収 益	3,143,923,999
投 資 そ の 他 の 資 産	262,428,872		
長 期 貸 付 金	1,200,000		
長 期 前 払 消 費 税	261,058,872		
そ の 他 投 資	170,000		
流 動 資 産	1,262,893,260		
現 金 預 金	784,033,327	負 債 合 計	17,548,256,031
未 収 金	468,124,360	資 本 金	311,409,778
貯 蔵 品	7,413,866	剰 余 金	△7,869,766,950
前 払 費 用	200,000	資 本 剰 余 金	1,371,553,972
前 払 金	121,707	受 贈 財 産 評 価 額	12,053,972
そ の 他 流 動 資 産	3,000,000	県 費 負 担 金	1,359,500,000
		欠 損 金	9,241,320,922
		繰 越 欠 損 金	9,165,987,297
		当 年 度 純 損 失	75,333,625
		資 本 合 計	△7,558,357,172
資 産 合 計	9,989,898,859	負 債 及 び 資 本 合 計	9,989,898,859

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

16,291,597,919 円

繰延収益の収益化累計額

2,751,874,971 円

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定により、宮川用土地改良区（伊勢市河崎町 1 丁目 11-8）の管理規程を令和元年 6 月 11 日付けで認可しましたので、同条第 4 項の規定により公告します。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施設の名称及び概要

斎宮調整池 満水面積 0.30 k m²

堤高 本堤 16.0m、第 1 副堤 11.5m、第 2 副堤 14.5m、第 3 副堤 10.0m

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和元年 6 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

- (1) 案件名
三重県地方卸売市場卸売場棟東側折版屋根用断熱材除去工事
- (2) 案件の特質等
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 2 年 2 月 29 日（土）まで
- (4) 履行場所
三重県地方卸売市場 卸売場棟（三重県松阪市小津町 800 番地）

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による「建築一式工事」の一般建設業又は特定建設業の許可を受けた建設業者であること。
 - オ 単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成 16 年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を入札時において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、「建築一式工事（1 件 1,500 万円以上）の施工実績を有する者」をいいます。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和元年 7 月 16 日(火) 17 時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(6)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
- (2) 企業要件(施工実績)届出書(様式第 2-1 号)

※ 記載した内容が確認できるコリンズの登録内容確認書(竣工登録されたもの)の写し等を添付してください。登録内容確認書(竣工登録されたもの)がない場合(簡易コリンズの場合も含まれます。)は、施工実績を確認できる契約書(変更契約を含みます。)、仕様書及び完成認定書又は完成認定書に類する書類の写しを添付してください。

- (3) 2(2)エを証明する書類
- (4) 工事費内訳書
- (5) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その 3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し
- (6) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 加藤
電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521

- (2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部農産物安全・流通課市場班 担当 内山
電話 059-224-2497 ファクシミリ 059-223-1120

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和元年 8 月 6 日(火)まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

令和元年 7 月 26 日(金) 17 時まで通知します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和元年 8 月 6 日(火) 15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和元年 8 月 6 日(火) 15 時

なお、入札書は令和元年 7 月 28 日(日)から同年 8 月 6 日(火) 15 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班

案件名 三重県地方卸売市場卸売場棟東側折版屋根用断熱材除去工事

- (7) 開札の日時及び場所

日時 令和元年 8 月 6 日（火）15 時 10 分
場所 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部農林水産財務課經理班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Removal of insulation from the ceiling on the east side of the wholesale area building of the Mie regional wholesale market
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, August 6, 2019.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Sunday, July 28, 2019 and 3:00 P.M. on Tuesday, August 6, 2019.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Tuesday, August 6, 2019.
- (4) Managing Authority :
Agricultural Products Safety and Distribution Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2497

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和元年6月25日

三重県警察本部長 難波 健太

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
証跡取得サーバ機器賃貸借 1式
※ システム構築及び賃貸借期間中の保守を含みます。
- (2) 契約の特質等
購入物品の性能に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和4年11月30日（水）
- (4) 賃貸借期間
令和2年2月1日（土）から令和4年11月30日（水）まで
- (5) システム構築期間
契約締結日から令和2年1月31日（金）まで
- (6) 納入期限
令和2年1月31日（金）
- (7) 履行場所（納入場所）
三重県警察本部警務部情報管理課

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和元年 7 月 11 日（木）13 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課用度係 担当 林
電話 059-222-0110（内線）2261 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和元年 8 月 7 日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和元年 7 月 26 日（金）17 時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和元年 8 月 7 日（水）15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和元年 8 月 7 日（水）15 時まで

なお、津塔世橋郵便局へは令和元年 7 月 29 日（月）から同年 8 月 7 日（水）15 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受 取 人 三重県警察本部警務部会計課用度係

案 件 名 証跡取得サーバ機器賃貸借入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和元年 8 月 7 日 (水) 15 時 30 分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。また、調達説明書記載の無効要件が別途あります。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契

約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Lease Contract of The Evidence Acquisition Server Equipment
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, August 7, 2019.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office, Tsutousebashi post office, between Monday, July 29, 2019 and 3:00 P.M. on Wednesday, August 7, 2019.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Wednesday, August 7, 2019.
- (4) Managing Authority:
Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters
1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514
TEL:059-222-0110 (EXT. 2261)
FAX:059-226-9917

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビルリン酸塩製剤）
タミフルカプセル75 100カプセル（PTP）備蓄用
100カプセル包装品 6,800箱 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部薬務感染症対策課 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和元年5月29日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 東京都北区浮間五丁目5番1号
中外製薬株式会社
営業本部長 佐藤綱則 |
| 5 | 契 約 金 額 | 128,132,400円（うち消費税及び地方消費税 11,648,400円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
